

# 介護老人福祉施設重要事項説明書

< 令和 6年 8月 1日 現在 >

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0956-46-0505 (午前8時30分～午後6時まで)

担当 介護支援専門員 平野 幸志郎

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 特別養護老人ホーム ゆずの里の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	社会福祉法人 由起会 ゆずの里
所在地	長崎県佐世保市上柚木町2515
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 4270200746

### (2) 同施設の職員体制

( )内は男性

	資格	常勤	非常勤	計
管理者(施設長)		1名(1)		1名(1)
医師			1名(1)	1名(1)
生活相談員	介護福祉士	1名(1)		1名(1)
管理栄養士		1名		1名
介護支援専門員	介護福祉士	1名(1)		1名(1)
機能訓練指導員	理学療法士	1名(1)		1名(1)
事務職員		2名		2名
看護 介護 職員	看護師	1名		1名
	准看護師	3名		3名
	介護福祉士	15名(2)	2名	17名(2)
	その他	5名		5名
清掃員		0名	2名(1)	2名(1)

### (3) 職員の勤務体制

日勤 8:30～18:00 8～12名 遅出 9:30～18:30 1名  
早出 7:30～16:30 2名 夜勤 17:30～ 9:00 2名

### (4) 同施設の設備の概要

ゆずの里

定員	50名	静養室	1室1床
居室	4人部屋	11室	医務室
	3人部屋	1室	集会室
	2人部屋	1室	研修室
	1人部屋	1室	宿直室
浴室	一般浴槽	会議室	1室
	特殊浴槽		

ショート

定員	20名
----	-----

居室	
4人部屋	4室
2人部屋	2室

### 3. サービス内容

- |               |            |
|---------------|------------|
| ① 施設サービス計画の立案 | ⑧ 特別食の提供   |
| ② 食事          | ⑨ 理美容サービス  |
| ③ 入浴          | ⑩ 行政手続代行   |
| ④ 介護          | ⑪ 日常費用支払代行 |
| ⑤ 機能訓練        | ⑫ 所持品の保管   |
| ⑥ 生活相談        | ⑬ レクリエーション |
| ⑦ 健康管理        | ⑭ 口腔ケア     |
- 等

### 4. 利用料金

#### (1) ①介護保険利用料(1割の場合)

	1日の自己負担額(多床室)
要介護 1	589円
要介護 2	659円
要介護 3	732円
要介護 4	802円
要介護 5	871円

★所得が一定額以上ある方は、負担割合が1割から2割又は3割の場合があります。

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| ※ 日常生活継続支援加算 I 1日 36円 | ※科学的介護推進体制加算 II 月 50円 |
| ※ 夜勤職員配置加算 I 1日 22円   | ※自立支援促進加算 月280円       |
| ※ 個別機能訓練加算 1日 12円     | ※個別機能訓練加算 II 月 20円    |
| ※ 看護体制加算 I 1日 6円      | ※排せつ支援加算 I 月 10円      |
| ※ 看護体制加算 II 1日 13円    | ※褥瘡マネジメント加算 月3円又は13円  |
| ※ 栄養マネジメント強化加算 1日 11円 | ※協力病院連携加算 I 月100円     |

※ 介護職員等処遇改善加算 (I [(基本サービス費+各種加算) × 14.0%])

②居住費 多床室 1日 915円

③食費 1日 1550円

(負担限度額第1段階～3段階の方は 1日 1445円)

上記の②居住費及び③食費は下記の軽減があります。(市に申請が必要)

対象者	区分	居住費	食費
生活保護受給者及び 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	0円	300円
世帯全員が市町村民税非課税者 で合計所得額が80万円以下の方	利用者負担 第2段階	430円	390円
世帯全員が市町村民税非課税者で 合計所得額が80万～120万円の方	利用者負担 第3段階①	430円	650円
世帯全員が市町村民税非課税者 で合計所得額が120万円超の方	利用者負担 第3段階②	430円	1,360円

※利用負担区分の第2段階・第3段階①②の方で預貯金額等がある場合は軽減対象から外れます。

④介護保険におけるその他の料金(利用に応じて下記の利用料が加算されます)(1割の場合)

- |         |           |    |       |
|---------|-----------|----|-------|
| ☆ 看取り加算 | 死亡日       | 1日 | 1280円 |
|         | 死亡日前日、前々日 | 1日 | 680円  |

	死亡日4日前～30日前	1日	144円
	死亡日31日前～45日前	1日	72円
☆	ADL維持加算 I or II	1月	30円又は60円
☆	生活機能向上連携加算	1月	100円
☆	安全対策体制加算	入所時1回	20円
☆	経口維持加算 I	1月	400円
☆	経口維持加算 II	1月	100円
☆	排せつ支援加算 II	1月	15円
☆	療養食加算	1食	6円
☆	初期加算(30日以内)	1日	30円
☆	退所時情報提供助加算	1回	250円
☆	退所前連携加算	1回	500円
☆	若年性認知症受入加算	1日	120円
☆	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円(入所した日から7日間限度)	
☆	入院及び外泊の場合は、利用料の代わりに外泊時費用として246円 別途かかります。(最大一月に6日間)		

#### ⑤その他の料金

入院・外泊期間中、利用者の方が居室を確保しておく場合は居室費がかかります。  
理美容代 カット2000円 テレビ等電気代 1ヶ月300円  
医療費、日用品等は、別途料金がかかります。

#### (2)支払方法

毎月5日までに前月分の請求をいたしますので、30日までにお支払い下さい。  
お支払いいただきますと、領収書を発行します。

## 5. 入退所の手続き

### (1)入所手続き

入所申込書を記入し提出いただき、入所判定委員会を開催し優先順位の高い方から入所を行います。入所が決まりましたら契約を結び、サービスの提供を開始します。

### (2)退所手続き

#### ① お客様の都合で退所される場合

退所する日の14日前までにお申し出ください。

#### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・要介護状態区分が、要介護1又は要介護2と認定された場合は、特定入所者に該当しない場合には所定期間をもって退所となります。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

### (3)その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、またはお客様や家族などが

当施設や当施設職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合は、30日前までに文章で通知致します。

- ・お客様が病院または診療所に入院し、3ヶ月以内に退院できる見込がない場合、または、医師より長期入院の可能性があると判断された場合は契約を終了させていただき場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合はお申し出下さい。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文章で通知致します。

## 6. 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

ゆずの里運営の基本理念は、ゆずの里設立の主旨『心身に何らかの不自由をもち、入居しておられるお年寄りが暖かい家庭的雰囲気の中で、安心して介護を受け、安らぎと楽しみのなかでその生活を充実させていただく』を基盤として運営を行う。

そのためには常に初心を忘れず、入居者の主体性を尊重するとともに、人間らしい処遇の追求をすすめていき、各職員が日々の処遇の実践の中で専門的知識の水準を高め、研さんと工夫を重ねて行うことが必要で、常に原点をみつめる反省を忘れてはならない。

更に多様化する福祉ニーズや福祉そのものの考え方が大きく変化して行く中で、施設を地域福祉の主要な一部分として捉え、「地域」と「施設」とが一丸となって「福祉コミュニティ」を形成することに目標を置き、その理念にまい進する。

### (2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性職員の配置	有	
従業員への研修の実施	有	施設内外実施
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束適正化	有	生命に危険がある場合は家族の同意の基に使用することあり

### (3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 火・金の午前中を除く10:00～11:00、14:30～16:00まで、予約制
- ・外出、外泊 外出の2. 3時間前までにご連絡を下さい
- ・飲酒、喫煙 健康のため原則禁止しています。
- ・金銭、貴重品の管理 本人及び家族の希望が有れば事務所でお預かりいたしますのでご連絡を下さい
- ・所持品の持ち込み 希望が有れば事務所までご連絡を下さい
- ・テレビ設置 家族持ち込み(20インチまで)。ヤホン使用。電気代1ヶ月300円がかかります
- ・施設外での受診 医療機関に受診する場合は、ご家族にご連絡致します。  
医療機関に受診する際、家族に付き添いをお願い致します

- ・宗教活動
  - ・ペット
- ます。(送迎は施設で行います)  
事務所に御連絡下さい  
持ち込みはできません

## 7. 緊急時の対応

ご利用者に容体の変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、あらかじめ届けられた家族の方に速やかに連絡致します。

## 8. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、保険者及び家族に連絡致します。

ご利用者に対するサービスの提供により損害賠償が発生した場合は、損害賠償を行います。

## 9. 協力病院の体制

ご利用者の方が、入院治療を必要とされることがある場合のために、当施設では品川医院及び福田外科病院と山口歯科を協力医療機関としています

## 10. 守秘義務に関する対策

施設及び従業員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保守します。

## 11. 非常災害対策

- ・非常災害時の対応 マニュアル作成(希望があれば閲覧できます。)
- ・非常災害設備 防火扉、スプリンクラー、非常放送設備、非常通報設備
- ・消防訓練 年2～3回施行
- ・防火責任者 入江 省造

## 12. サービス内容に関する相談・苦情

当施設に相談・苦情がありましたら事務所に窓口を設置しています。、下記の担当者と話し合いを行い解決できない場合は苦情解決責任者と協議を行います。それでも解決できない場合は、第三者委員会や運営適性化委員会の立ち会いのもと解決を行います。

### ① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 介護支援専門員 平野 幸志郎 電話 0956-46-0505

### ② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受けています。

市町村名 佐世保市 長寿社会課 電話 0956-24-1111

市町村名 長崎県 国民健康保険団体連合会 電話 095-826-7293

## 13. 当社の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 由起会  
代表者役職・氏名 理事長 品川 一博

本部所在地・電話番号

長崎県佐世保市上柚木町2515

電話

0956-46-0988

施設・拠点等

特別養護老人ホーム	1ヶ所	ケアハウス	1カ所
短期入所生活介護(予防)	1ヶ所	特定施設入居者生活介護(予防)	1カ所
老人保健施設	1ヶ所	小規模多機能型居宅介護(予防)	1ヶ所
居宅介護支援事業所	1ヶ所	サービス付き高齢者向け住宅	1ヶ所
認知症対応型共同生活介護(予防)	1ヶ所		

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

施設

所在地 長崎県佐世保市上柚木町2515

名称 社会福祉法人 由起会 ゆずの里

施設長 関戸 房光 印

説明者 氏名 印

私は、契約書および本書面により、施設から介護老人福祉施設についての重要事項の内容の説明を受け同意致しました。

利用者住所

氏名

印

家族(身元引受人)住所

氏名

印









